

01040

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たるときは、その翌日が休日に当たる)

## 鳥取県告示第六百二十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十四年十月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号	登録年月日
高木 雅矩	倉吉市上井町一の二三	鳥医第一、四四九号	昭和四十四年九月二十日

## 鳥取県告示第六百二十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十四年十月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号	登録年月日
岡田香穂子	鳥取市上町二区四三	鳥医第一、四五六号	昭和四十四年十月六日
松岡 功	鳥取市吉方温泉三丁目七五十一	昭和四十四年十月六日	昭和四十四年十月十三日
鳥薬	二三一号		

◇教委告示  
公 告  
保母試験の合格者

土地の用途廃止

定例教育委員会の招集

- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業計画等の適否の決定
- 土地改良事業計画の認可

◇告 示  
健康保険法による保険医及び保険薬剤師の登録

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正  
昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号の一部改正  
保安林予定森林の変更の通知  
保安林の指定の解除

目 次

告 示

## 鳥取県告示第六百二十九号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年十月二十八日から施行する。

昭和四十四年十月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

三重県度会郡

## 鳥取県告示第六百三十号

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号（豚等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年十月二十八日から施行する。

昭和四十四年十月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表  
埼玉県大里郡 大阪府松原市

## 鳥取県告示第六百三十一号

昭和四十四年八月鳥取県告示第四百五十九号をもつて告示した保安林予定森林について、その一部を変更する旨の通知を受けたので、森林法（昭

和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年十月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一中「字湯ノ谷七九から九一まで」を「字湯ノ谷七九から九一まで」に改め、「、字松平二二七」を削る。

## 鳥取県告示第六百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十四年十月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所  
西伯郡大山町大字保田字先浜手一三〇（次の図に示す部分に限る。）  
二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

防潮えん堤敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第六百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十四年十月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十四年十月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市白兎字白浜六九三の五三

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

三 解除の理由

指定理由の消滅

## 鳥取県告示第六百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十四年十月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第六百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、北条川土地改良区の定款の変更を昭和四十四年十月二十三日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年十月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 指定理由の消滅

## 鳥取県告示第六百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

鳥取県告示第六百三十五号

忠義ほか二十四人の者から申請のあつた共同して行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査

した結果、これを適當と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年十月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第六百三十九号

昭和四十四年七月七日付けで東伯町長から申請のあつた土地改良（岩本地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年十月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百三十八号

昭和四十四年七月七日付けで東伯町長から申請のあつた土地改良（福永地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年十月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年十月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場  
三 縦覧に供する場所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第六百四十号

昭和四十四年七月十二日付けで西伯町長から申請のあつた土地改良（定

常地区農道整備) 事業計画については、審査した結果適當と認めたので、

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年十月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年十月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第六百四十一号

昭和四十四年七月十二日付けで西伯町長から申請のあつた土地改良(金長地区農道整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年十月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年十月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年十月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第六百四十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年十月一十一日から用途廃止した。

昭和四十四年十月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗	場 所	(面積)	用 途
鳥取市西品治字新白上井後九七ノ一番地先	一五・八二	水路敷	

## 教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第十五號

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十四年十月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 君 野 秀 三

- 一 日 時 昭和四十四年十月三十一日 午後一時三十分
- 二 場 所 鳥取市東町 県教育委員会委員室
- 三 議 題
  - 1 公務災害の認定について
  - 2 その他

## 公 告

児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第2項の規定により昭和44年9月に行なった保母試験の合格者は、次のとおりである。